

武蔵野市農業委員会委員定数条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

## 武蔵野市農業委員会委員定数条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定により定める武蔵野市農業委員会の委員の定数は、14人とする。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に行われる委員の任命について適用する。

#### （武蔵野市農業委員会の委員の選挙による委員の定数条例の廃止）

- 2 武蔵野市農業委員会の委員の選挙による委員の定数条例（昭和29年7月武蔵野市条例第21号）は、廃止する。

#### （提案理由）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行による農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、武蔵野市農業委員会の委員の定数について定めるため、制定するものである。